

**【注意！】現場で従業員が倒れた時の「あやまった行動」**

意識状態は悪かったが、平熱だったので大丈夫だと判断した。



クーラーをかけた車内にひとりで休ませた。

**医療機関までの搬送の間や、経過観察中は一人にしない！**

**3.関係者への周知**

作成した手順（フロー図）や緊急連絡網・緊急搬送先等を、関係するすべての作業員・管理者に周知する。

**2.手順書の作成**

熱中症を確認した際、速やかに作業を中断し、身体冷却や医療機関へ搬送するための手順（フロー図）の作成。

**1.報告体制の整備**

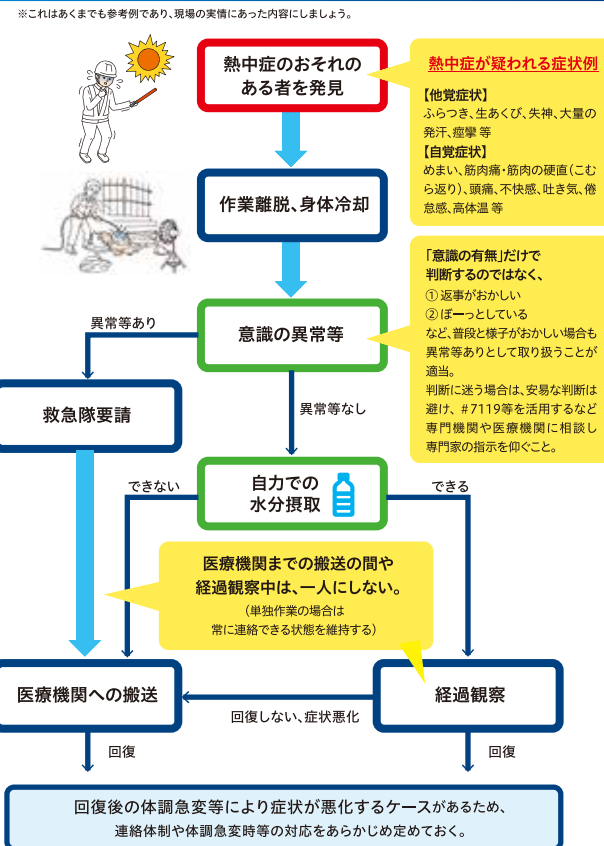
労働者が自覚症状を申し出たり、周囲が熱中症のおそれがある作業員を見つけた際に、報告できる早期発見の体制を整備。

昨年度の法改正により、後述する「WBGT（暑さ指数）が28度以上または気温31度以上の環境下で、連続して1時間以上又は1日に4時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、事業主には、主に次の3点が義務付けられました。

事業主に義務付けられる「三つのアクション」

**2.手順書(フロー図)の一例**

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①



**ポイント**

対象となる作業・環境条件は・・・  
「WBGT（暑さ指数）が28度以上または気温31度以上の環境下で、連続して1時間以上又は1日に4時間を超えて実施」が見込まれる作業。対象となる場合は、しっかりと体制や手順書を作成し、周知と確認をしておきましょう。

**3.周知方法の一例**

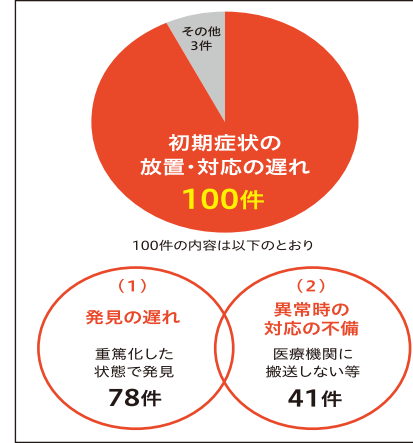
- ・【朝礼やミーティングで周知】
- ・【会議室や休憩所など分かりやすい場所へ掲示】
- ・【メールやイントラネットでの通知】

**「初期症状の放置」が命を奪う！ 職場の熱中症対策**

職場における熱中症の死亡災害が、近年2年連続で30人を超える深刻な事態となっています。令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、事業主には労働者の体調異変への迅速な対処が義務付けられました。本記事では、現場で働く人々の命を守るため、法改正のポイントからICT技術を活用した最新の見守りデバイス、そして現場で実践できる対応策について解説していきます。

参考・出典 厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」  
厚生労働省「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」

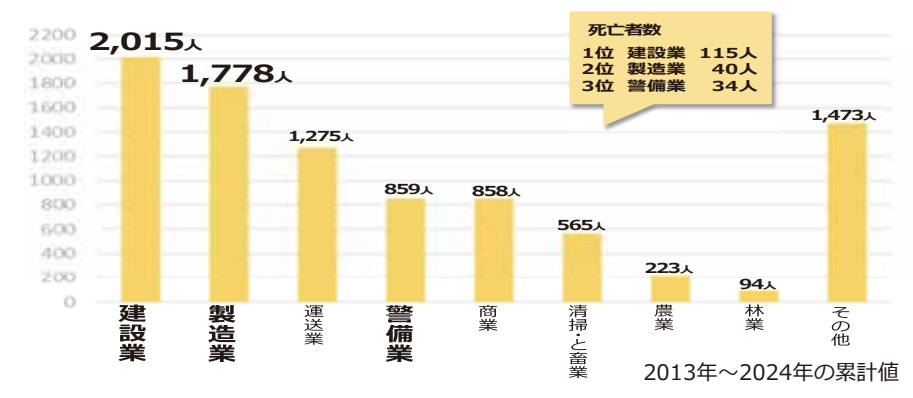
**熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果**



●なぜ職場から熱中症死が無くならないのか  
ますます夏季の気温が高くなる中、職場における熱中症の死亡災害は2年連続で30人を超えました。熱中症は死亡災害に至る割合が、ほかの災害に比べて約5倍〜6倍と高く、重篤化させないための適切な取り組みが職場では求められます。  
また、死亡事案100件の内訳を見てみると、「重篤化した状態で発見」されたケースが78件、「医療機関への搬送遅れ」等の異常時の対応不備が41件に上り、ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」によるものでした。

熱中症の現状と基本的な考え方

**職場で熱中症になった人数(死亡者及び休業4日以上)**



なお、死亡者の約7割は屋外作業中に発生していますが、室内でも空調設備がない場合や、工作機械が密集する工場内等の蒸し暑い環境では、発症リスクは高まります。そして、気候変動の影響から、今後さらに増加する懸念もあるため、職場環境に合った熱中症対策を進めていきましょう。

**熱中症対策の基本的な考え方**

**見つける** (例) 従業員の様子がおかしい、いつもと違う（立ち眩み・めまい・イライラする・呼びかけに反応しない等）

**判断する** (例) 医療機関への搬送、救急隊要請

**対処する** (例) 救急車が到着するまで作業着を脱がせ、水や氷をかけ全身を急速冷却

上記は一例です。現場の実態に即した具体的な対応を！